

損害保険関連の特許について

－日本と欧米の現状－

主任研究員 丸山 哲司

目 次

1. はじめに
2. 特許およびビジネスモデル特許に関する基本情報
 - (1) 特許およびビジネスモデル特許とは？
 - (2) 日本の特許制度
 - (3) 欧米の特許制度
3. 日本の損害保険関連特許の現状
 - (1) 登録特許
 - (2) 出願公開
 - (3) 他業界との比較
4. 欧米の損保関連特許の現状
 - (1) 米国
 - (2) 欧州
5. おわりに

1. はじめに

2006年11月、日米欧など41カ国の特許当局が東京都内で実務者会合を開き、特許制度の統一に向けた新たな条約案に大筋で合意し、2007年中にも新条約の調印が見込まれている。

そもそも特許とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」である発明に対して付与されるものであり、製造業にとっては企業の技術を保護するために非常に重要なものであるが、金融機関、特に損害保険業界は、これまで「特許」というものとは無関係であるように思われてきた。

しかし、1990年代後半の米国で「ビジネスモデル特許」に注目が集まり、金融機関にとっても、特許というものが事業を行う上で避けては通れないものだという認識が持たれるようになり、日本でも2000年前後から金融機関による特許の出願が増加している。

日本の損害保険業界においても、競争に勝ち抜くために、ITを利用した保険募集や損害調査などの新たなビジネス手法を開発し、多くの特許出願を行っている。

本レポートでは、日本および欧米の特許制度の概要を述べた後、損害保険業界における特許の取得状況等の現状を説明したい。

2. 特許およびビジネスモデル特許に関する基本情報

ここではまず、特許またはビジネスモデル特許とはどういったものか、また日本の特許制度の概要および欧米の特許制度との違いについて説明する。

(1) 特許およびビジネスモデル特許とは？

a. 特許

「特許」とは、ある発明に関し、発明者に一定期間その発明を独占的に使用できる権利を付与することであり、その権利を特許権という。

ここでいう発明は、特許法2条によって、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義されている。

発明の定義における「自然法則」とはエネルギー保存の法則、万有引力の法則などの自然界において経験的に見出される法則をいい、人為的な取決め、数学上の公式などは対象とならない。また、「技術的思想」とは一定の目的を達成するための具体的手段に関する考えであり、個人の熟練によって到達しうる技能、情報の単なる提示、美的創造物自体などは技術的思想には含まれない。

b. 特許の要件

自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものである発明であっても、特許法29条に規定される以下の要件をすべて満たさなければ、特許は付与されない。

○ 産業上の利用性

「産業」は広義に解釈し、製造業以外もすべて含み、市販または営業の可能性があり、その発明が業として利用できるものである必要がある。ただし、人間を手術、治療、または診断する方法および實際上明らかに実施できないものを除く。

○ 新規性

新規の発明でなくてはならず、既に公表されたもの、既に実施されたもの、頒布された刊行物に記載されたもの、およびインターネット等電気通信回線を通じて公衆に利用可能となったものは対象とならない。

○ 進歩性

その発明の属する技術分野において、通常の技術者が容易に発明をすることができないと判断されるものでなければならない。

c. 特許の目的

特許法 1 条に、「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。」と特許の目的が定められている。

特許制度は特許権という独占的な権利を発明者に与えて発明の保護を図る一方、その発明を公開して利用を図ることにより新しい技術を人類共通の財産としていくことを定め、これにより技術の進歩を促進し、産業の発達に寄与しようというものである。

d. ビジネスモデル特許

一方「ビジネスモデル特許」とは、「ビジネス特許」や「ビジネス方法の特許¹」等とも呼ばれ、ビジネスの仕組みや方法に関する特許のことをいう。このビジネスモデル特許は、1998 年 7 月に米国において「ビジネスの方法に該当するからといって直ちに特許にならないとはいえない」とする判決²が出されたことなどを契機として日本でも、広告、流通、金融その他のサービス分野、業種においても注目されるようになった。

日本の特許法においては、ビジネスの方法そのものについては、人為的な取決めであり、自然法則を利用した技術的思想には該当せず、特許の対象となる発明にはならない。しかし、このビジネスの方法を、コンピュータ・ネットワーク等の利用により具体的に実現したものは、自然法則を利用したものであると判断され特許の対象となる。

特許庁は 2000 年 12 月、「特許・実用新案審査基準」の「第Ⅶ部 特定技術分野の審査基準」、「第 1 章 コンピュータ・ソフトウェア関連発明」を改訂し、ビジネスモデル特許が特許の対象であることを明確化した。

¹ 特許庁においては、「ビジネス方法の特許」という表現に統一している。

² State Street Bank 事件と呼ばれ、Signature Financial Group が保有する投資信託の運用に関する特許であるハブ・アンド・スポーク特許に関し、State Street Bank が当該特許の無効を訴えて敗訴した。

(2) 日本の特許制度

a. 特許取得手続

特許を取得するためには、特許庁に出願し、必要な要件を満たしているか審査を受ける必要がある。特許取得までの手続の流れは以下の通りである（図表 1 参照）。

① 特許出願

所定の様式により願書、特許請求の範囲、明細書、図面、要約書を提出する。出願書類は所定の書式どおりであるか方式審査を受け、書類が整っていない、必要項目が記載されていない等の場合は補正命令が発せられる。

② 出願公開

出願日から 1 年 6 カ月経過すると、自動的に公開特許公報により公開される。

③ 審査請求

特許出願されたもの全てが審査されるわけではなく、審査請求料を払い、出願審査請求のあったもののみ審査される。出願日から 3 年以内に行う必要がある。

④ 実体審査

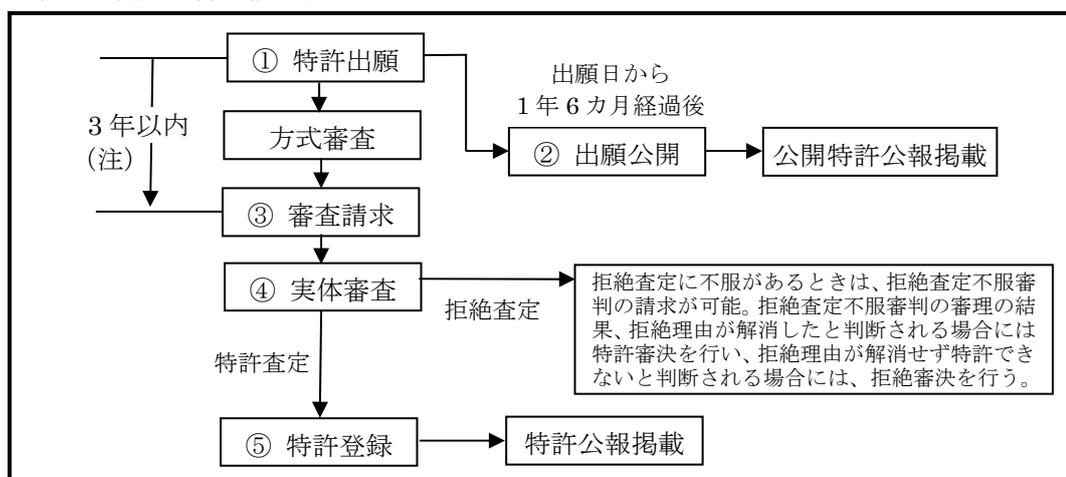
特許庁の審査官により、出願された発明が特許されるべきものか否かの判断を行う。

⑤ 特許登録（取得）

実体審査の結果、審査官が特許できないと判断した場合は拒絶査定が行われ、特許が拒絶される。審査官が拒絶すべき理由を発見しなかった場合は特許査定となり、出願人が特許料を納めれば、特許原簿に登録され特許権が発生する。

その後、登録された特許は特許公報に掲載される。

図表 1 特許取得手続の流れ



(注) 2001 年 10 月 1 日以降特許出願分より審査請求期間が 7 年から 3 年に変更された。

(出典：特許庁ホームページをもとに作成)

b. 先願主義

日本の特許制度においては、同じ発明についての特許が複数出願された場合に、どちらを特許として認めるかについては、特許法 39 条に、「同一の発明について異なった日に二以上の特許出願があったときは、最先の特許出願人のみが発明について特許を受けることができる。」と規定され、先に出願した者に特許が認められる。これを先願主義という。一方、米国にみられるような、先に発明した者に特許を認める制度を先発明主義という。

c. 特許権の存続期間

特許制度は、優れた発明に対し、一定期間独占的な使用権を与える制度であるが、その期間を特許権の存続期間という。日本の特許制度においては、出願日から 20 年間で特許権の存続期間であり、それ以降は特許権は消滅する。従って、例えば出願日から 5 年後に特許を取得した場合には、特許が有効であるのは残りの 15 年間ということになる。

d. 公開制度

日本の特許制度においては、出願日から 1 年 6 カ月経過すると、自動的にその出願内容が公開特許公報として一般に公開される。これは出願内容を公開することにより、同じ発明が既に出願されていることを知らずに重複した研究を行うことを防いだり、既に発明に基づき事業を行っているものが、他人の取得した特許によって、事業を断念せざるを得なくなるといった状況をなくすための制度である。

(3) 欧米の特許制度

a. 日米欧の特許制度の比較

日米欧三極特許庁³の公表した統計によると、2004 年末現在、全世界で取得済の特許のうち 83%が、日本、米国および欧州にて取得された特許であり、この 3 地域が世界の特許制度の問題の解決に中心的な役割を果たしている。

パリ条約⁴や特許協力条約⁵により、世界での特許制度の調和（ハーモナイゼーション）が図られてきたが、まだ地域により制度に違いがある。図表 2 は日米欧の特許制度の違いを比較したものである。日本と欧州の制度はほぼ同じであるが、米国の制度に特徴が

³日本国特許庁、米国特許商標庁および欧州特許庁が、3 極特許庁協力として、共通する課題を相互に協力して解決するため、1983 年より年 1 回の長官会合、専門家会合をはじめとした様々な協力プロジェクトを行っている。また、1988 年より三極ウェブサイトを開設し、三極協力の成果をインターネットを通じて発信している。

⁴パリ条約は 1883 年に特許権の国際的な保護のために締結された条約で、内国民待遇、優先権の規定、特許独立の原則を 3 つの柱とする。

⁵特許協力条約（PCT）は 1970 年にパリ条約の特別取決めとして締結された条約で、これにより、一つの出願で希望する複数の国に出願した効果を得ることも可能となった。

ある。以下に、日本、米国、欧州の特許制度の違いについて説明する。

図表 2 日米欧の特許制度の比較

項目	日本	米国	欧州
先願主義／先発明主義	先願主義	先発明主義	先願主義
特許権の存続期間	出願日から 20 年	出願日から 20 年 ^(注1)	出願日から 20 年
公開制度	18 カ月後	18 カ月後 ^(注2)	18 カ月後
ビジネスモデル特許が認められる条件	自然法則を利用した（コンピュータ・ネットワーク等）技術的思想であること	技術的な要件はないが、有用で、具体的、かつ、現実的な結果をもたらすこと	技術的性格を有し、又は技術的效果をもたらすものであること

(注1) 1994 年の特許法改正以前は、特許取得日から 17 年であった。

(注2) 2000 年 11 月 29 日以降出願分に適用される。ただし、米国以外の国に出願されない米国国内特許出願については、出願人の申請により、従来どおり非公開とすることができる。

(出典：各種資料をもとに作成)

(a) 先願主義と先発明主義

日本および欧州の特許制度は「先に出願したもの」を保護する先願主義を採用している。一方、米国の特許制度は「先に発明した者」を保護する先発明主義を採用している。先発明主義においては、発明日の判定が難しく、その手続きに膨大な時間と費用がかかる等の問題があり、現在、先発明主義を採用しているのは世界中で米国のみとなっている。

(b) 特許権の存続期間

特許権の存続期間は日本、米国および欧州共に特許出願日から起算して 20 年間である。ただし、特許権が開始するのは出願、審査請求、審査を経て、特許を取得した日からとなる。

存続期間の起算日に関しては、米国はもともと特許「取得日」としていた。この場合だと、発明からかなりの時間が経過してから発明の独占が開始され、陳腐になった発明が長期間保護される可能性があるという批判があった。その結果、1994 年の特許法の改正において特許「出願日」に変更された。

(c) 早期公開制度

日本および欧州においては、特許出願日から 18 カ月後に自動的に出願内容が公開される。一方米国においては、従来より出願内容が特許の取得まで公開されない制度であったが、2000 年 11 月 29 日以降の出願については、出願日から 18 カ月後に公開されることとなった。ただし、米国以外の国へは出願されない米国国内特許出願につ

いては、出願人の申請により、従来どおり非公開とすることができる。

(d) ビジネスモデル特許

ビジネスモデル特許の取扱いに関しても、日米欧で解釈に若干の違いがある。

日本においては、ビジネスの方法そのものは発明として認められないが、自然法則を利用したコンピュータ・ネットワークを利用することにより、そのビジネスの方法を実現する場合には発明として認められる。

米国においては、発明について明示的に技術的要件を求めているが、同時に抽象的なアイデアは特許にならないとし、判例上も明確に「有用で、かつ、現実的な結果」をもたらすことが必要だとされている。

欧州においては、ビジネスの方法は発明に該当しないものとして列挙されている。しかし、「客観的な技術的課題を解決している」もの、すなわち、技術的性格を有し、または、技術的効果をもたらすものを発明としており、欧州特許庁においては、技術的効果をもたらすものは、この除外項目に該当しないという運用を行っており、技術的効果をもたらすコンピュータを利用したビジネス関連発明に関しては、発明たり得るとしている。

b. 特許制度の調和

国際的な特許制度を統一しようという動きはハーモナイゼーション (Harmonization : 調和) と呼ばれ、1883年のパリ条約以来今日まで続いてきた。日本と欧州の制度は比較的近いが、米国の制度は他とは大きく異なり、サブマリン特許という言葉に代表されるような混乱を巻き起こしている。現在、これらの問題を解決するための新条約案が話し合われており、各国の特許当局は2007年中の調印を目指している。

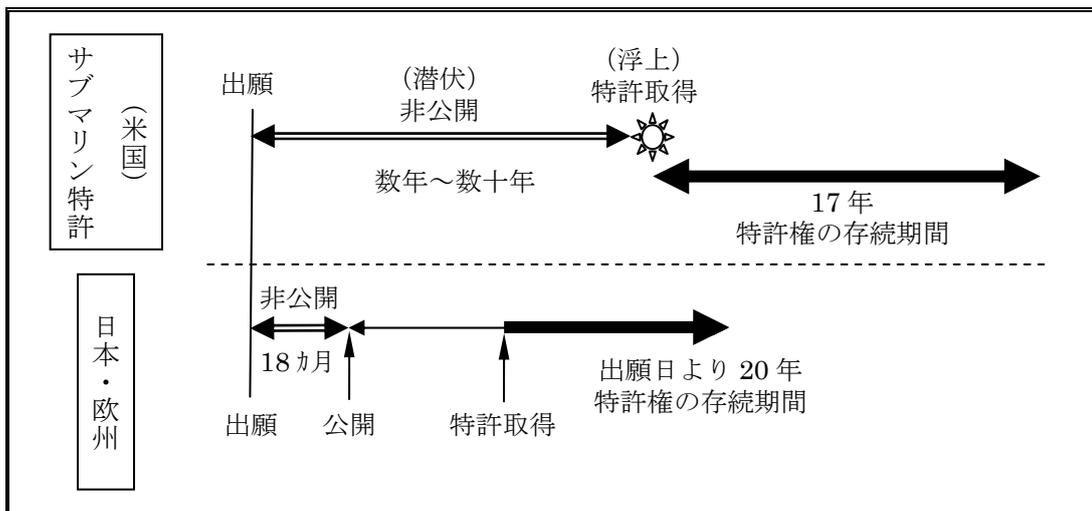
(a) サブマリン特許

サブマリン (潜水艦) 特許とは、①特許が成立するまでに公開されず (早期公開制度の欠如)、かつ、②特許成立日を特許起算日とする (存続期間に出願からの上限なし) 米国独特の特許制度のもと、出願から長期間公開されないまま「潜伏」し、技術が陳腐化してから長期間存続する特許のことをいう。図表 3 はサブマリン特許が発生する状況を、日本および欧州の制度と比較して表したものである。

これにより、既に実用化されている技術に対し、後年サブマリン特許を使って多額なライセンス料を請求するという事例も生じている。

米国特許法の改正により、上記②の点は改正されたが、経過措置があるため、継続中の出願については、サブマリン特許として浮上後、長期に存続する可能性が残っている。

図表3 サブマリン特許について



(出典：特許庁ウェブサイトをもとに作成)

(b) 新特許条約案

2006年11月、日米欧など41カ国の特許当局が東京都内で実務者会合を開き、特許制度の統一を盛り込んだ新たな条約案についての骨格を固めた。骨格案の最大のポイントは先願主義への統一で、先発明主義の米国も既に合意している。早期公開制度についても、出願後18カ月後に公開で統一した。2007年5-6月に米国で開催する次回会合において細部を詰めて、2007年中に新条約に調印することを目指している。

3. 日本の損害保険関連特許の現状

ここでは日本の損害保険業界での特許の取得状況および出願状況を説明する。

(1) 登録特許

a. 特許公報

特許庁は特許法66条3項に基づき、特許権の設定登録があったときは、特許公報として一般に公開し、特許電子図書館⁶のホームページにて閲覧が可能である。特許公報には出願日、発明の名称、特許権者、発明者、特許請求の範囲⁷等が掲載される。

b. 損保関連登録特許件数

(a) 損害保険会社の特許

日本の損害保険会社が「特許権者」となっている特許⁸の件数は、2007年3月1日

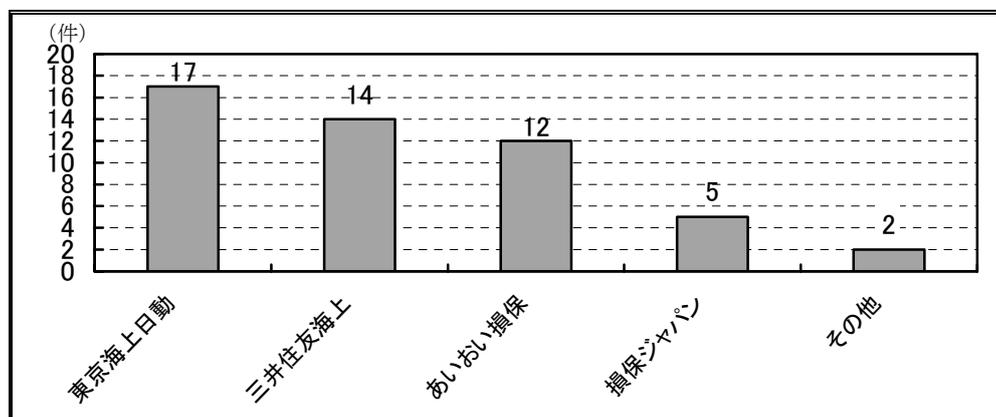
⁶ 独立行政法人 工業所有権情報・研修館が運営するホームページで、特許公報、特許公開公報等の情報の検索・閲覧ができる。

⁷ 特許請求の範囲とは、出願人が特許を受けようとする発明の技術的範囲を特定するために必要な事項。

⁸ 日本損害保険協会または外国損害保険協会加盟の損害保険会社が特許権者となっているものに限り、その関連会社が単独で特許を取得しているものを除く。

現在 50 件である。図表 4 は、保険会社別の特許取得件数のグラフであり、東京海上日動社が 17 件とトップで、三井住友海上社が 14 件と続く。

図表 4 損害保険会社による特許取得件数（2007 年 3 月 1 日現在）



(出典：特許庁「特許公報」をもとに作成)

図表 5 は、当該特許の「発明の名称」、「特許権者名」の一覧である。発明の大部分を占めるのは保険契約の締結、保険料の算出等を支援するコンピュータ・システムであるが、必ずしも保険のみに限った内容となっていない。その他、損害査定における利便性向上に関するもの、自動車補修に関するもの、高齢者疑似体験具といったものもある。

損害保険においては、保険商品の開発、保険募集、証券発行・送付、損害調査という一連の業務の中で、新しい商品や新しい手法を開発するだけでは、特許は取得できない。新しい商品や手法をコンピューター・システム上で実現し、かつ、要件である新規性および進歩性を満たしている必要がある。

図表 5 損害保険会社の取得特許一覧（2007 年 3 月 1 日現在）

	発明の名称	特許権者名
1	G センサ	あいおい損保
2	移動体安全運行支援装置およびコンピュータプログラム	あいおい損保
3	画面遷移制御システム、クライアント、ウェブサーバ、画面遷移制御方法およびコンピュータプログラム	損保ジャパン
4	物流工程における物品の損傷状況分析方法、損傷状況分析システム及び記録媒体	損保ジャパン
5	記録物、記録方法、及び記録物の読み取り装置	三井住友海上
6	情報管理システム、キー配信サーバ、情報管理方法、及びプログラム	三井住友海上
7	電子カード利用認証システム	損保ジャパン
8	保険設定支援装置、保険設定支援方法及びプログラム	三井住友海上
9	自動車電子鍵システム、自動車電子鍵サーバ、自動車電子鍵制御方法、及びプログラム	三井住友海上
10	車両管理装置、車両管理方法、車両管理プログラム、車両管理プログラムを記録した記録媒体および車両管理システム	東京海上日動

	発明の名称	特許権者名
11	車両ランプにおけるレンズの傷補修方法	あいおい損保
12	通算限度額の判定方法及び通算限度額判定システム	三井住友海上
13	センタシステム、問い合わせ処理方法及び記録媒体	東京海上日動
14	経路案内装置	三井住友海上
15	危険度報知サーバ、危険度報知システム、及び経路案内装置	三井住友海上
16	保険料決定装置、保険料決定方法および保険料決定プログラム	損保ジャパン
17	疑似体験具	あいおい損保
18	画像データ提供システム、画像データ提供方法、及びプログラム	三井住友海上
19	治療用自己細胞の配送支援システム及びその方法	三井住友海上
20	通信プログラム及び情報処理方法	東京海上日動
21	保険募集支援サーバ	三井住友海上
22	保険契約処理装置、保険契約処理方法、及びプログラム	三井住友海上
23	業務目標策定管理システム	三井住友海上
24	ファクシミリシステム、ファクシミリ方法、及びプログラム	三井住友海上
25	メール振分けサーバ、メール振分け方法、及びプログラム	三井住友海上
26	認証システム	あいおい損保
27	保険料決定システム、保険料決定方法及びコンピュータプログラム	東京海上日動
28	保険契約継続装置、プログラム、及び記録媒体	複数社
29	残価予測システム及びその方法、並びにコンピュータ上で動作する残価予測プログラムを記録した記録媒体	東京海上日動
30	業務時間計測用プログラム	東京海上日動
31	データエントリーシステム	東京海上日動
32	電子マニュアルの印刷データ生成装置、方法、及びプログラムを記録した記録媒体	東京海上日動
33	車両の凹凸ゲージ	あいおい損保
34	保証審査支援システム、及び保証審査支援実行方法	東京海上日動
35	補修料金算定定規	あいおい損保
36	電子マニュアル提供装置、方法、及びプログラム記憶媒体	東京海上日動
37	災害に対するリスク情報の提供方法、リスク情報提供システム及び記録媒体	東京海上日動
38	コールセンタ装置および呼の転送方法	あいおい損保
39	製品の不具合データ分析システム及び方法並びにプログラムを格納した記録媒体	東京海上日動
40	業務用電子マニュアル提供装置とそれに接続される端末装置及びプログラム記憶媒体	東京海上日動
41	身分証ホルダー及び該身分証ホルダーを用いたコピー方法	東京海上日動
42	筆記具及び筆記具により筆記されたチェックマークの読み取り方法	東京海上日動
43	公的年金試算装置	損保ジャパン
44	風災害による損害評価システム	東京海上日動
45	車両の補修塗装における下地形成方法	あいおい損保
46	給与ファンド予測システム及びその方法、経営計画支援システム及びその方法、並びにコンピュータ上で動作する給与ファンド予測プログラム又は経営計画支援プログラムを記録した記録媒体	東京海上日動
47	高齢者疑似体験用キット	あいおい損保
48	高齢者疑似体験用キットを用いた身体的機能検査方法	あいおい損保
49	車輛修理方法	あいおい損保
50	保険契約案内用紙	AIU 保険

(出典：特許庁「特許公報」をもとに作成)

(b) 損害保険に関する特許

「発明の名称」または「特許請求の範囲」に保険が含まれている特許の中で、損害保険に直接関係する特許を抽出すると、その件数は 22 件であった。このうち特許権者が損害保険会社であるものは 12 件⁹であり、残りの 10 件はメーカー、システム会社等の他業種によるものであった。(図表 6 参照)。

このように、損害保険関連の特許であっても、他業界によって取得されている特許が多く存在する。

図表 6 損害保険に関する取得特許一覧 (2007 年 3 月 1 日現在)

	発明の名称	特許権者名
1	不良保険契約者排除システム	トラベルデータ
2	保険による修理見積検討システム	翼システム
3	本人確認および本人装着確認機能を備えた運動状態モニター装置、 ならびにそれを用いた保険料管理システム	オムロンヘルスケア
4	保険契約案内用紙	AIU 保険
5	事故車の修理状況管理装置	リペアテック
6	保険設定支援装置、保険設定支援方法及びプログラム	三井住友海上
7	タクシー事業者等による自動車事故の処理支援方法	ホームネット
8	通算限度額の判定方法及び通算限度額判定システム	三井住友海上
9	危険度報知サーバ、危険度報知システム、及び経路案内装置	三井住友海上
10	保険料決定装置、保険料決定方法及び保険料決定プログラム	損保ジャパン
11	保険商品販売管理システム	野村総合研究所
12	通信プログラム及び情報処理方法	東京海上日動
13	保険募集支援サーバ	三井住友海上
14	保険契約処理装置、保険契約処理方法、及びプログラム	三井住友海上
15	保険料決定システム、保険料決定方法及びコンピュータプログラム	東京海上日動
16	保険契約継続装置、プログラム、及び記録媒体	三井住友海上
17	保証審査支援システム、及び保証審査支援実行方法	東京海上日動
18	損害保険のプリペイドカード	個人
19	風災害による損害評価システム	東京海上日動
20	保険給付協定処理システム及びプログラムを記憶したコンピュータ 可読媒体	翼システム
21	保険料決定装置	オムロン
22	コンピュータを利用した保険契約証発行装置における帳票システム 並びに該帳票システムに使用される帳票	トラベルデータ

(出典：特許庁「特許公報」をもとに作成)

c. 実用化例

上記の損害保険に関する取得特許のうち、実用化がニュースリリース等で明らかにされている AIU 保険会社の「保険契約案内用紙」(特許番号 3850807)を紹介する。この発明は、シール付きのコンビニエンスストア用保険払込票を火災保険契約の更新時に保険会社から契約者に直送し、契約者はバーコード部分を覆ったシールをはがし、コンビニで保険料を払込むことによって、通常の申込時に必要とされる捺印による継続の意思

⁹ この 12 件はすべて (a) 損害保険会社の特許の中の 50 件に含まれる。

確認に代替させる。これにより、顧客利便の向上を図るとともに、保険会社の事務処理を簡素化としている。

(2) 出願公開

a. 公開特許公報

特許庁は特許法 64 条に基づき、出願から 1 年 6 カ月を経過した案件を公開特許公報として一般に公開し、特許電子図書館のホームページにて閲覧が可能である。

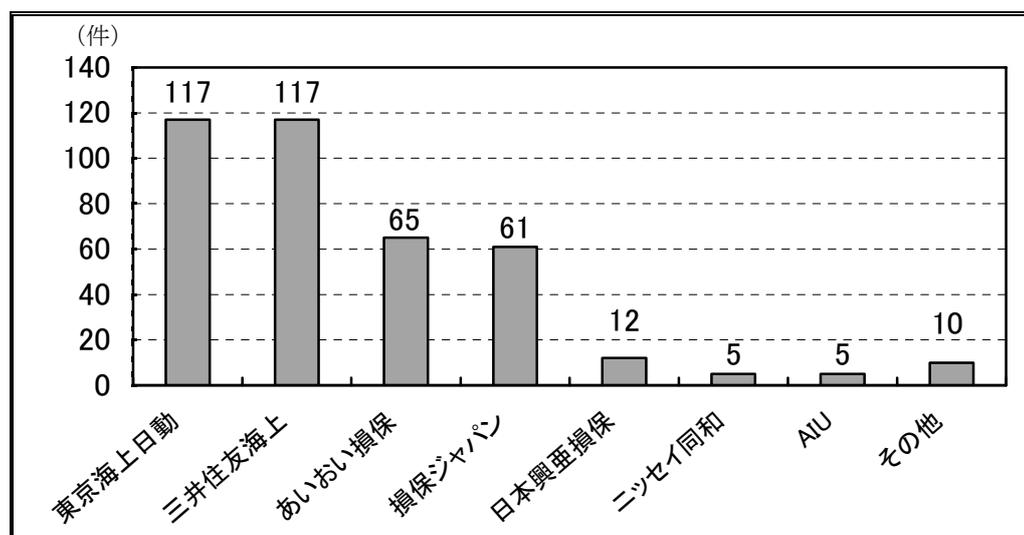
b. 損保関連出願件数

(a) 損害保険会社の出願

損害保険会社が出願人となって特許出願しているもので、2006 年 12 月 31 日までに公開されたものの件数は 393 件である。

保険会社別でみると、東京海上日動社および三井住友海上社が 117 件と最も多く、あいおい損保社が 65 件、損保ジャパン社が 61 件と続いている。(図表 7 参照)

図表 7 損害保険会社別公開件数 (2006 年 12 月 31 日以前公開分)

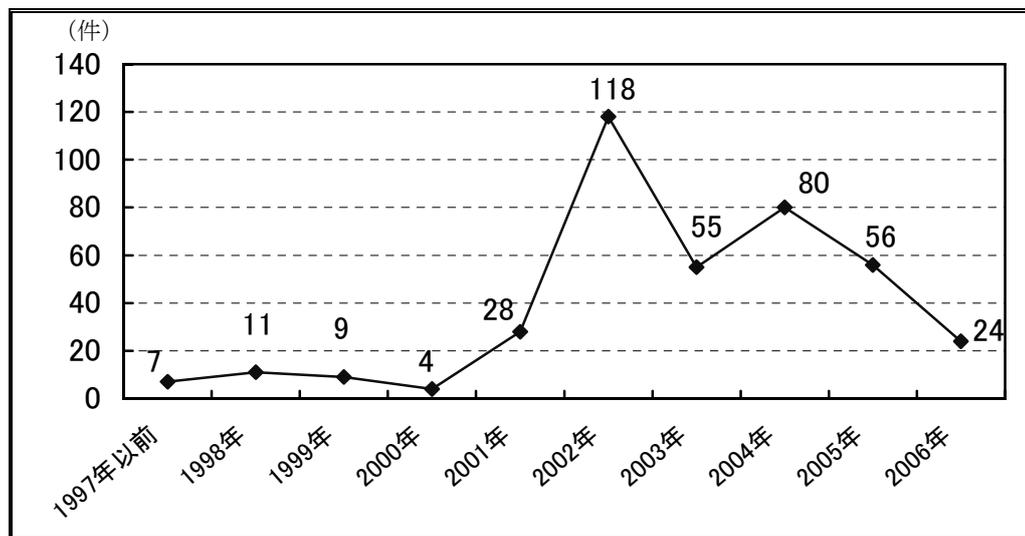


(出典：特許庁「特許公報」をもとに作成)

次に年別にみると、2002 年に 118 件に達し、その後は減少傾向で、2006 年には 2001 年とほぼ同じ水準となっている。(図表 8 参照)

2000 年前後にビジネスモデルに対する意識が高まり、出願件数も急激に増加したが、ここに来てその熱が冷めた状況、もしくは既に主要な損害保険関連の特許出願が完了したことにより、新たな特許出願が減少しているものと思われる。

図表 8 損害保険会社別公開件数（2006年12月31日以前公開分）



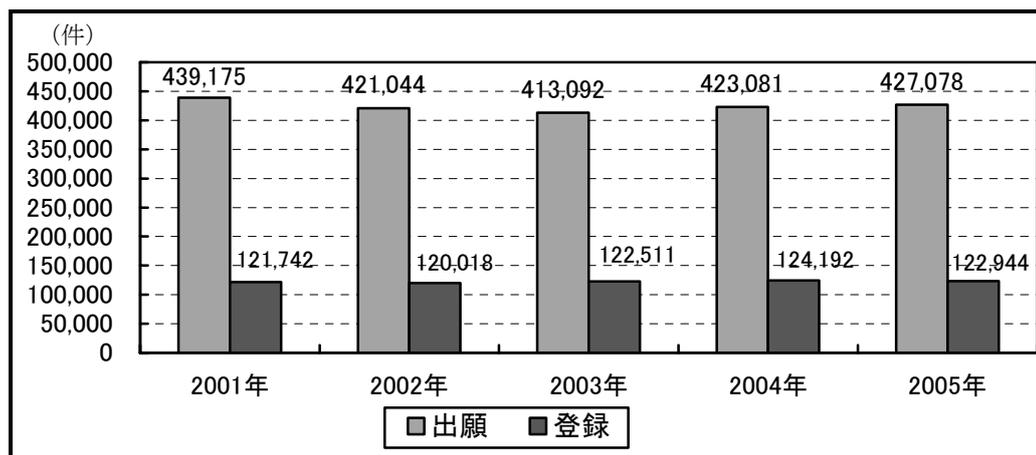
（出典：特許庁「特許公報」をもとに作成）

(3) 他業界との比較

ここでは、特許庁公表の統計資料により、全産業における特許出願の状況についてみていきたい。

図表 9 は、2001 年から 2005 年までの全業種における出願件数および登録件数の推移であるが、出願件数は 42 万件前後、登録件数は 12 万件強で推移している。

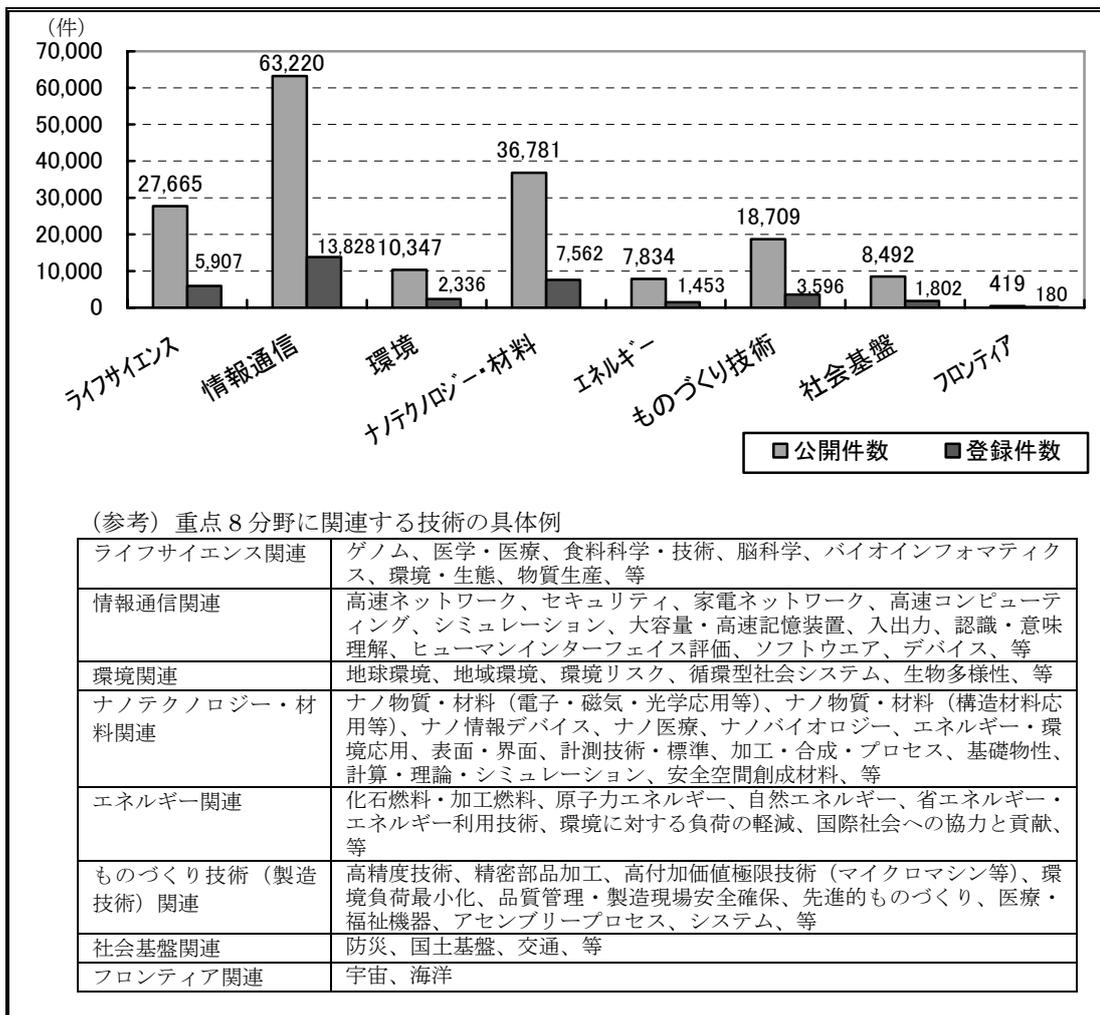
図表 9 全産業合計の特許出願件数および特許登録件数（2001年－2005年）



（出典：特許庁「特許行政年次報告書 2006年版」をもとに作成）

次に、図表 10 は特許庁が重点分野にあげる 8 分野の 2005 年の特許公開および特許登録の状況である。

図表 10 特許庁重点 8 分野の公開件数および登録件数（2005 年）



(出典：特許庁「特許行政年次報告書 2006 年版」をもとに作成)

4. 欧米の損保関連特許の現状

(1) 米国

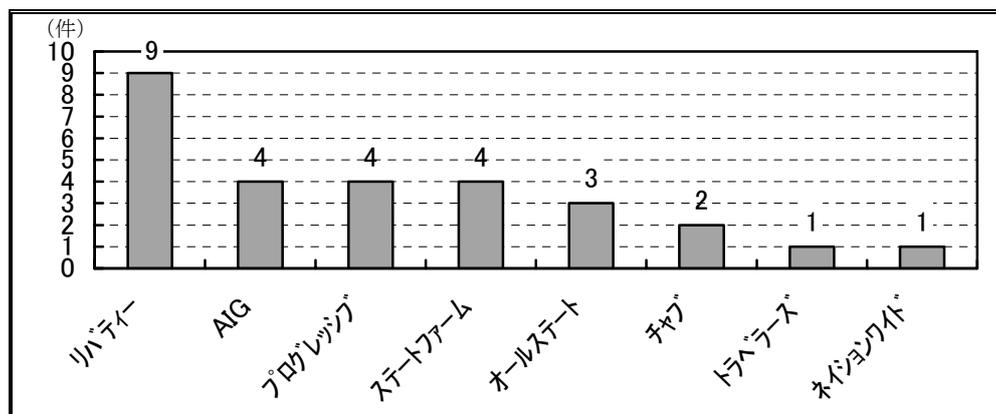
a. 特許取得件数

2007 年 3 月 1 日現在での米国の損害保険大手 10 グループ¹⁰による特許取得件数は 28 件であり、図表 11 は各保険グループ別の特許取得件数である。

リバティが 9 件と最も多く、その他 7 グループは、1 グループ 1~4 件で、損害保険大手 10 グループのうち特許の取得がないのはバークシャー・ハザウェイおよびファーマーズである。

¹⁰ 2005 年の収入保険料上位 10 グループで、保険グループ名は以下のとおり。ステートファーム、AIG、オールステート、セントポール・トラベラーズ、バークシャー・ハザウェイ、ネイションワイド、プログレッシブ、リバティ、ファーマーズ、チャブ（出典：AMBest, “Best’s Review” (2006.7)）

図表 11 米国損害保険大手 10 グループの取得特許件数（2007 年 3 月 1 日現在）



(出典：米国特許商標庁ウェブサイトをもとに作成)

b. 特許取得具体例

特許の内容としては、コンピュータを用いたシステムや方法がほとんどであるが、対象としては、保険の申込・契約管理・証券発行、リスク判断といった保険に直接関係あるものから、「輸送用具における乗客用安全装置」、「人工義肢の可動域を切り替える方法および装置」といった、保険には直接結びつかない内容のものもある。

図表 12 はこれらの特許の特許番号、タイトルおよび特許権者をまとめたものである。

図表 12 米国損害保険大手 10 グループの取得特許（2007 年 3 月 1 日現在）

	特許番号	タイトル	特許権者名
1	6223343	申込手続の進展における要素変化を追跡・管理するコンピュータシステムおよび方法	ステートファーム
2	6112853	屋上点検の為の落下抑制システムおよび方法 1	ステートファーム
3	5875867	屋上点検の為の落下抑制システムおよび方法 2	ステートファーム
4	5730246	屋上点検落下抑制システム	ステートファーム
5	7050985	原子力発電所閉鎖に関わる保険金融商品およびその方法 1	AIG
6	6983238	原子力発電所閉鎖に関わる保険金融商品およびその方法 2	AIG
7	6772128	グローバリゼーション・ソフトウェアに関する方法および装置	AIG
8	6671677	住宅ローンに関する、住宅ローン金利およびモーゲージ保証保険の保険料を軽減するシステムおよび方法	AIG
9	7080032	参考金利と連動した金利を持つ年金保険	オールステート
10	6584467	リアルタイムで販売員から（リスク評価に必要なデータ）を取得する方法および装置	オールステート
11	5809478	保険契約申込の処理に必要な情報にアクセスし、評価する方法	オールステート
12	7137043	エラー処理に関する方法およびシステム	トラベラーズ
13	6012043	ファイナンシャル・プランニングに用いられるコンピュータ・システムおよび方法	ネイションワイド
14	7124088	インターネットによるオンライン保険契約サービスに関する装置	プログレッシブ
15	6868386	保険コストの算定および伝達のためのモニタリングシステム	プログレッシブ
16	6064970	保険コストの算定のための自動車のモニタリングシステム 1	プログレッシブ
17	5797134	保険コストの算定のための自動車のモニタリングシステム 2	プログレッシブ
18	5711307	皮膚の表面から筋電活動を検知する方法および装置	リバティ

	特許番号	タイトル	特許権者名
19	5467656	データ処理装置の測定システム	リバティ
20	5341813	人工装具の電極配列診断装置	リバティ
21	5336269	人工義肢の可動域を切り替える方法および装置	リバティ
22	5207095	車両の制動技術評価装置	リバティ
23	4046141	解剖時に生じる電子信号を受信する方法および装置	リバティ
24	4031882	解剖時に生じる電子信号を受信する装置	リバティ
25	3981520	輸送用具における乗客用安全装置	リバティ
26	3981518	(乗客の安全のための) 車両制御装置	リバティ
27	6301563	隣接性の分析によるリスク量決定システムおよび方法	チャブ
28	4831526	コンピュータ制御による保険料見積・保険証券発行システム	チャブ

(出典：米国特許商標庁ウェブサイトをもとに作成)

c. 実用化例

これらの特許について、実用化されたものとして、一般にニュースリリース等で紹介されたものはほとんど見当たらないが、プログレッシブが取得した特許に基づく実用化の取組みを以下に紹介する。

(a) プログレッシブ版走行距離連動型自動車保険 (PAYD) 試行実施

取得特許 (特許番号：5797134、タイトル「保険コストの算定のための自動車のモニタリングシステム」) に基づき、1998年から2001年にかけて、テキサス州において、GPS¹¹付の車載記録・通信装置を利用した走行距離連動型自動車保険 (Pay As You Drive Insurance：以下「PAYD」) の試行サービスを実施した。

その後2004年より、第1次試行の経験をもとに、ミネソタ州において、取得特許 (特許番号：6064970、同タイトル) に基づき、第1次試行と異なり、通信を伴わない車載記録装置を利用したPAYDの第2次試行を行った。

2006年3月1日現在、第2次試行後の本格実施はなされていない。

(b) ノーリッジ・ユニオン版 PAYD

イギリスの損害保険会社大手ノーリッジ・ユニオン (Norwich Union) は、プログレッシブのPAYD第1次試行で使用されたGPS付の車載記録・通信装置の技術に対して、プログレッシブから欧州全域でのライセンスを取得しており、2003年からの2回にわたる試行実施の末、2006年10月よりイギリスにおいて、PAYDの本格実施を行っている。

(2) 欧州

欧州の特許制度は、日本や米国と異なり、各国の制度と欧州全体の制度が並存しており、この欧州全体の制度は1973年に調印された欧州特許条約 (European Patent

¹¹ Global Positioning System の略。人工衛星からの電波を受け、自車の位置を把握するシステム。

Convention) に基づき、欧州特許庁 (European Patent Office) が運営にあっている。この特許制度のもとでは、一度の申請手続きにより、すべての加盟国において特許が取得できるというメリットがある。

図表 13 は欧州特許庁のウェブサイトの特許検索機能を使用し、出願人名に“Insurance” が含まれる欧米の保険会社を検索した結果である。これらはすべて出願から 18 カ月後に公開されたものであるが、特許の取得または登録がなされているものはない。

また、イギリスの保険会社による出願は、ノーリッジ・ユニオンの 1 件のみで、残りは米国の保険会社による出願である。プログレッシブは米国内で取得した特許を欧州においても出願していることが分かる。

図表 13 欧州での保険会社の公開特許 (2007 年 3 月 1 日現在)

	タイトル	出願人 (保険会社)
1	車両損害の軽減 (のための装置)	ノーリッジ・ユニオン
2	(システム化した) 保険市場	レキシントン
3	ナイフのさや	コロンビア
4	保険証券管理システムにおける承諾書の処理装置	オハイオ
5	共重界面活性剤	コロンビア
6	保険証券管理システムにおける保険商品データのプリローディングに関する装置	オハイオ
7	保険コストの算定および伝達のためのモニタリングシステム	プログレッシブ
8	保険コストの算定および伝達のためのモニタリングシステム	プログレッシブ
9	保険コストの算定および伝達のためのモニタリングシステム	プログレッシブ

(出典：欧州特許庁ウェブサイトをもとに作成)

5. おわりに

特許制度における日本と米国、欧州の違い、および損害保険に関する特許についての日本、米国、欧州の現状を見てきたが、制度面および特許取得の状況等、それぞれの地域に大きな特徴があることがわかった。

損害保険関連の特許に関しては、まず日本の損害保険会社が幅広く特許取得に向けて取組みを行っているということが確認できた。製造業と比較した場合の件数等については当然見劣りするが、特に 2000 年以降多くの特許出願がなされており、数字の上からも積極的な取組みが確認できる。

一方、米国については、早期公開制度に制限があるため、実際にどのくらいの損害保険関連特許が出願されているかは確認できないが、米国の大手損害保険会社の特許取得数から判断する限り、ビジネスモデル特許の先進国ともいべき米国にしては、損害保険に関する特許への取組みが少ないという印象を受けた。

欧州については、調査したのは英語圏のみではあるが、登録されている損害保険関連特許は見当たらず、公開特許さえ限られているという現状を見ると、欧州の特許制度の中で

ビジネス方法が除外項目になっていることの影響がかなり大きいものであると推測される。

このように、特許が経営戦略上重要な位置を占める製造業と違い、損害保険という公共性のある事業の性格上、特許は損害保険事業にとってはあまり重要なものではないと位置付けられているのかもしれない。

しかし、損害保険関連の特許を業界外の事業者が取得している件数が多いというのも事実であり、今後も継続的な取組みが求められる。事実、米国においても保険関連の特許はIBMが最も多く取得しているといわれている。製造業に関しては、米国において、実用化されていない特許により、特許権者から多額のライセンス料を請求されるという例も多く存在している。こういった状況が日本の損害保険業界において発生しないとも限らない。

今後についてであるが、これまで多くの取組みをしてきたとはいえ、直近では出願の件数もピーク時に比較すると大幅に減少していると思われる。

既に主要な損害保険関連の特許出願が完了したことにより、新たな特許出願が減少しているとも推測されるが、多額のライセンス料を請求されることへの防衛の意味でも、また現在業界が抱えている消費者保護の問題に対しても、ビジネスモデル特許となるような新しいアイデアを継続的に出していくことが業界および顧客の発展につながるものであると考えられる。

<参考資料>

- ・ヘンリー・幸田『ビジネスモデル特許』（日刊工業新聞社、2000.5）
- ・山川政樹『国際特許摩擦と日本の選択』（東洋経済新報社、1994.6）
- ・岩崎靖『すぐわかる！ビジネスモデル特許』（かんき出版、2000.6）
- ・(財) ソフトウェア情報センター・ビジネス特許調査委員会『日米ビジネスモデル特許 272』（日刊工業新聞社、2000.7）
- ・村上政博『特許・ライセンスの日米比較（第3版）』（弘文堂、2000.5）
- ・田中博之「PAYD について－実走行距離連動型自動車保険の海外での事例を中心として－」損保総研レポート第 73 号（損害保険事業総合研究所、2005.9）
- ・山本周「特許権と損害保険－ビジネスモデル特許を中心として－」損保総研レポート第 55 号（損害保険事業総合研究所、2001.3）
- ・李洪茂「保険関連のビジネスモデル特許について」産業経営 31 号（早稲田大学産業経営研究所、2001.12）
- ・JETRO デュッセルドルフセンター「欧州における特許情報の無料検索サービスについて」欧州知的財産ニュース（2004.6）
- ・Anthony C. Rlehl, “Patents for insurance related ideas”（2004.3）
- ・Tom Bakos, “Patenting Insurance”（2002.8）
- ・Tom Bakos Consulting, Inc and Markets, Patents and Alliances, LLC, “Insurance IP Bulletin”（2004.12）
- ・James H. Wynn, “Recent Patent Decisions On Business Methods Impact The Insurance Industry”（2004.8）

<参考サイト>

- ・特許庁ウェブサイト <http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>
- ・特許電子図書館ウェブサイト <http://www.ipdl.ncipi.go.jp/homepg.ipdl>
- ・AIU 保険会社ウェブサイト <http://www.aiu.co.jp/index.htm>
- ・米国特許商標庁ウェブサイト <http://www.uspto.gov/index.html>
- ・欧州特許庁ウェブサイト <http://ep.espacenet.com/>
- ・三極特許庁ウェブサイト <http://www.trilateral.net/>
- ・世界知的所有権機構ウェブサイト <http://www.wipo.int/portal/index.html.en>
- ・英国特許庁ウェブサイト <http://www.patent.gov.uk/>
- ・Progressive ウェブサイト <http://www.progressive.com/>
- ・Norwich Union ウェブサイト <http://www.norwichunion.com/>
- ・Victoria Transport Policy Institute ウェブサイト <http://www.vtppi.org/tdm/tdm79.htm>